

# 関東スーパーマーチング 2018

「関東支部年間優秀団体表彰」

## 基本実施要項



KANTO

主催：日本マーチングバンド協会関東支部

# 関東スーパーマーチング 2018 大会概要

---

- 主 催** 日本マーチングバンド協会関東支部
- 参加都県** 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
- 開 催 日** 2018年 12月 22日(土)
- 会 場** エスフォルタアリーナ八王子（八王子市総合体育館）  
京王線「狭間」駅前
- 後 援** 八王子市、八王子市教育委員会
- 主 旨** 関東支部所属団体で1年間を通じて優秀な成績を残した団体を関東支部が招待し「関東支部年間優秀団体」として表彰すると同時に、その優れた演技を披露していただく。  
また、関東大会においては約100団体が審査され全国大会に推薦されるが、この大会では審査をするのではなく、小学生の部・中学生の部・高等学校の部・一般の部の優秀団体を一堂に集めてその成果をマーチングバンド・カラーガードファンに見ていただくとともに、マーチングの楽しさを実感していただけるような大会とし、将来はこの大会に参加することが「名誉」と捉えていただけるような大会を目指す。

# 事務連絡

## □入場券の販売

入場券 前売券 北A-I席：3,700円（指定席・北E席は除く）  
東A-G席：3,300円（指定席・横側）  
西A-G席：3,300円（指定席・横側）  
南C-G席：1,700円（自由席・真裏側）  
※車椅子席をご利用の方は前売券購入前に直接関東支部事務局に連絡して下さい

当日券（スチールイスによる追加席になり一部見づらい所がありますので  
了承の上ご購入ください）  
北側席：3,900円（指定席）  
東側席：3,500円（指定席）  
西側席：3,500円（指定席）

販売方法 前売券 2018年12月7日(金)午前11時から「チケットぴあ」で販売します。  
※売り切れ次第、販売を中止いたします。

当日券 大会会場の当日券売場において午前10時から販売します。  
販売枚数は後日ホームページに掲載します。売り切れ後は会場の状況を見極め  
ながらの販売になりますので、入場いただけない場合がありますのでご承知お  
きください。

※出場団体は12月上旬に決定し発表致しますが20団体以内になることもあります。  
※会場の駐車場は限られた台数しか止められません。京王電鉄「狭間駅」を  
ご利用下さい。改札を出て1分で会場です。

## □事前広報

一般広報 インターネットホームページ及び新聞等による宣伝  
（関東支部URL <http://www.m-bkanto.org/>）  
支部広報 加盟団体・都県関係団体を通じた文書等による広報

## □プログラム

作成部数 3,000部  
販売価格 1部 500円

## □記録

写真記録（出演団体記念写真・演技風景等）、VTR記録  
※指定業者が撮影・販売を行う。  
会場内における一般観客及び構成メンバー等による写真撮影は一切禁止します。  
撮影が発覚した場合は、大会事務局でカメラを預かる場合があります。

## □会場販売

別途出店要項を発行の上、広告協賛団体より募集する。  
公正な基準のもとに出店を管理し、大会に支障のないように運営を行う。

## □傷害保険

構成メンバー・大会実行委員及び係員全員を対象に、一括傷害保険に加入する。  
※保険期限は出演当日の0時～24時とする。（宿泊を伴う場合は各団体で対応すること）

## □大会参加に関する経費

参加費用（無料）・駐車場代（無料）

# 参加資格

---

## 資格Ⅰ

- (1) 関東大会に於いて小学生の部・中学生の部・一般の部の大編成・小編成、高等学校の部の大編成・中編成・小編成とカラーガードから各2団体ずつ招待する。  
これとは別に、関東支部が必要と認めた団体を招待する場合がある。
- (2) 各編成2団体ずつの招待とするが、辞退する団体がある場合には順繰りにスライドする。  
但し、その場合でも金賞団体からのみの招待とする。
- (3) この大会への参加を辞退した団体は表彰の対象にはならず、あくまでも参加した団体を表彰する。
- (4) (1) の枠とは別に八王子市内の団体を招待枠としてもうける。

**※大会に招待された団体の参加費・駐車場料金は無料です。**

## 資格Ⅱ

- (1) 関東大会終了後に渡された招待状の締切日までに参加の有無が確認できること。
- (2) 関東支部が定める日までに、下記の参加手続きを完了していること。
  - ①編曲許諾及び使用許諾の確認書提出
  - ②指定した各種調査書類の提出  
招待受諾書・プログラム必要事項・プログラム用写真・MC用調査書、・参加団体調査書・演奏利用明細書・駐車場利用申込書

# 実施規定

---

## 1. 構成・編成・演技

- (1) 小学生の部  
関東大会に準ずる。
- (2) 中学生の部  
関東大会に準ずる。
- (3) 高等学校の部  
関東大会に準ずる。
- (4) 一般の部  
関東大会に準ずる。
- (5) カラーガード  
カラーガード コンテストに準ずる。

## 2. 著作に関すること

本大会において演技演奏する楽曲の使用・編曲に関しては、著作権使用法を遵守すること。  
使用する曲に対し原作の作曲者または権利を有する出版社に使用許諾を行い、その確認書を提出すること。

## 3. 表彰

- ①全出場団体に「2018年度関東支部年間優秀団体」として賞状・トロフィーを贈呈する。
- ②全出場団体に「交通費」としてマーチングバンドに10万円、カラーガードに5万円を支給する。

# 大会における著作権について

---

大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを遵守すること。

(音楽著作権使用許諾申請)

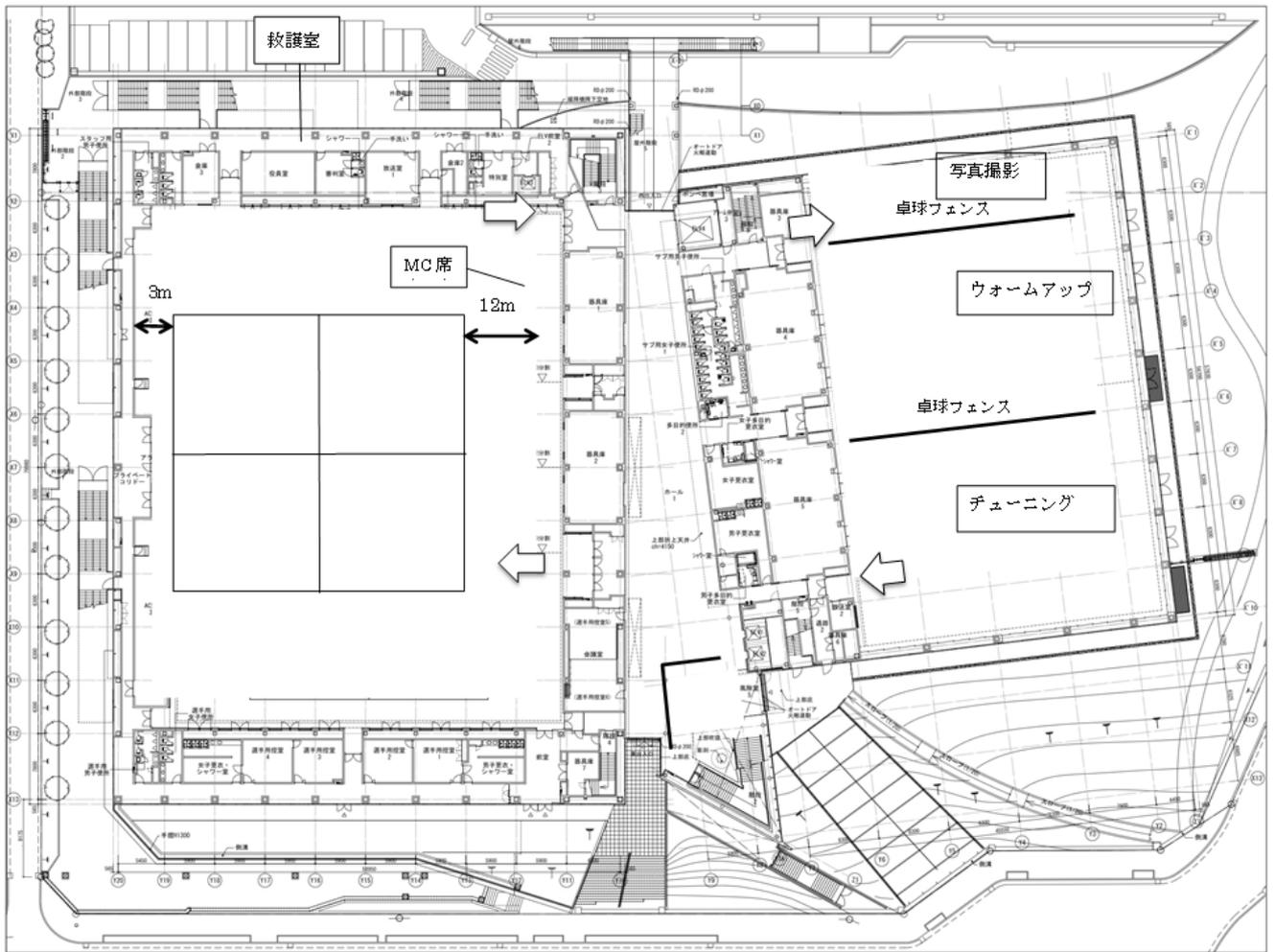
1. 使用曲には下記音楽著作権使用許諾申請が必要です。

- ① 市販の楽譜使用、及び自作曲の場合は適用除外となります。  
※市販の楽譜を使用する場合はスコアの表紙及び購入を証明する領収書等のコピーを添付し提出していただきます。  
※過去に購入した楽譜で領収書がない場合はスコアの表紙のみで結構です。
- ② 原曲を自らアレンジした楽譜で利用する場合は、団体ごとに原曲の作曲者又は、著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。  
尚、著作権は著作者の死後50年を経ると消滅することが原則ですが、著作者の著作権の有無は日本音楽著作権協会（JASRAC）に直接お問い合わせ下さい。  
(使用料等の金額並びに支払方法が提示される事もあります。)  
日本音楽著作権協会（JASRAC） TEL 03-3481-2121  
ホームページ <http://www.jasrac.or.jp>
- ③ 使用許諾を証明する書類を提出すること。  
尚、著作権を所有している団体によっては公式の許諾用書式がない場合もありますが、その場合は、著作権所有の団体名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付して提出して下さい。  
※上記の申請は、出演者会議の前日までに許諾を得ている事。

(肖像権)

2. プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

フロア図



# 緊急対策

---

## 1. 目的

本大会における会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害を最小限に軽減するために、以下の緊急時対策をとる。

## 2. 予防体制

- (1) 各担当者は、ポジション内の整理について特に注意し、不必要なものは置かないようにする。
- (2) 入場開始1時間前に、役員及び係員全員で消火器所在などの会場内事情を確認するとともに、不審物、危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあった場合には、大会本部に各担当責任者を通じ連絡すること。
- (3) 開会30分前に再度確認する。

## 3. 緊急事態発生の場合

### (1) 火災発生の場合

- ① 火災発生の発見者は、直ちに初期消火体制をとるとともに、臨席の消防・警察官に通報し、各担当責任者に連絡すること。
- ② 各担当責任者は、大会本部に通報し、大会本部は消防署に通報する。
- ③ 消防または警察の指示は各担当者が受け、本部に連絡する。
- ④ 初期消火については、会場内所定の消火器の操作要領を各担当責任者が関係係員に確認しておく。
- ⑤ 来場者の避難誘導については、大会本部からの連絡（放送）により、来場者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。

### (2) 地震の場合

- ① 来場者に対して、まず冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ、本部の状況判断を受け、避難を要する場合は各出入口を使って館外に誘導を行う。
- ② 誘導にあたっては、各担当責任者・臨席の消防官・警察官の指示を受ける。

### (3) けが人・病人が発生の場合

- ① けが人・病人が発生した場合には、各担当者を通じて大会本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つこと。
- ② 各担当者は本部に通報する。
- ③ 大会本部は救護班に待機場所を通報し、必要がある場合は大会本部より救急車の出動を要請する。
- ④ 救護所は、医務室に設置する。

### (4) 対策本部の設置

- ① 別添表の通り、必要に応じて早急に対策本部を設置する。